

柏崎市福祉職員人材確保及び職場定着支援補助金の概要

令和 7（2025）年 4 月

柏崎市福祉課

1 補助事業名

柏崎市福祉職員人材確保及び職場定着支援事業補助金

2 補助金の目的

障害福祉施設を運営する法人等の職場を改善する取組、求人活動に資する取組及びイメージアップに資する取組を支援することにより、障害福祉施設で働く人材の確保及び職場への定着を促進します。また、事業を通じ法人等における人材確保等に対する課題・目標を明確にするとともに、人材確保等の手法の習得、他法人等との情報共有及び行政との連携を目的とします。

3 対象事業者

以下の全てに該当する者

- ①障害福祉施設を運営する法人・事業者
- ②市内に法人・事業所本部を置く法人・事業者
- ③市税の滞納がない者
- ④市が指定する研修や取り組みに参加する者

4 補助事業及び対象経費

補助対象事業	事業実施主体	補助対象経費	補助率	限度額
(1)人材確保・職場定着に向けた業務改善・充実を行う事業	人材確保・職場定着に向けた業務改善・充実を行う障害福祉施設を運営する法人・事業者	人材確保・職場定着に向けたコンサルティングを専門業者に委託する費用等	2 / 3	5 0 万円
(2)求職者を対象に実施される合同企業説明会等に参加する事業	求職者を対象に実施される合同企業説明会等に参加する障害福祉施設を運営する法人・事業者	合同企業説明会への出展料及び出展時に必要な用品の購入費用又はレンタル費用	2 / 3	5 0 万円
(3)採用に関するホームページの新規作成又は改修を行う事業	採用に関するホームページの新規作成や改修を行う障害福祉施設を運営する法人・事業者	採用に関するホームページの新規作成又は改修を専門業者に委託する費用	2 / 3	5 0 万円
(4)その他人材確保及び職場定着のための事業	人材確保及び職場定着のために特に有効と認められる事業を実施する法人・事業者	人材確保及び職場定着のために特に有効と認められる事業に要する費用	2 / 3	5 0 万円

注 1 複数の補助事業の申請も可能です

注 2 これまで法人独自で行っている「継続事業」は該当しません

注 3 柏崎市商業観光課の「採用活動支援補助金」との併用はできません

注 4 対象経費は「消費税抜」の額となります

5 令和7（2025）年度留意事項

(1) 研修費

- ・補助対象事業は、「(4) その他人材確保及び職場定着のための事業」としてください。
- ・「柏崎市福祉職員人材確保及び職場定着支援事業補助金交付申請書」（第1号様式）の別紙1、2に受講の状況が分かるよう「研修名」「受講人数」等を記載してください。また、研修受講費が記載された資料（写）を添付してください。
- ・受講後に「柏崎市福祉職員人材確保及び職場定着支援事業補助金実績報告書」（第7号様式）を提出する際は、「修了書（写）」を添付してください。

<該当する研修>

新潟県強度行動障害支援者養成研修（基礎）

新潟県強度行動障害支援者養成研修（実践）

新潟県医療的ケア児等コーディネーター養成研修

新潟県医療的ケア児等支援者養成研修

新潟県相談支援従事者初任者研修

新潟県相談支援従事者主任研修

※厚生労働省が定める内容であれば新潟県以外が主催する研修も含む。

(2) 強度行動障害環境整備費

- ・補助対象事業は、「(4) その他人材確保及び職場定着のための事業」としてください。
- ・1事業所あたり補助額10万円が限度です。（補助対象経費は15万円が限度）
- ・法人内の複数の事業所で整備を行う場合は、法人でまとめて申請してください。
- ・整備後に「柏崎市福祉職員人材確保及び職場定着支援事業補助金実績報告書」（第7号様式）を提出する際は、整備後の写真を添付してください。写真には購入した備品等が全て写るよう配慮ください。

<該当するサービス>

児童発達支援、放課後等デイサービス、生活介護、短期入所、施設入所支援、福祉型児童施設入所支援

6 補助事業流れ

- (1)募集期間 令和7（2025）年4月21日（月）から6月27日（金）まで
※提出書類は市HPからダウンロードしてください。
※事業実施前に申請ください。事業着手後は対象外です。
- (2)書類審査 ※必要に応じてヒアリング実施
- (3)交付決定 書類審査後、随時 ⇒ 事業開始
- (4)実績報告 事業完了後30日以内又は当該年度末までのいずれか早い期間内
- (5)交付額確定、補助金交付 額確定後30日後に指定口座に振込
- (6)活動報告（翌年度）翌年6月末までに活動報告書を提出
※交付決定が行われた翌年度から3年間提出

(担当)

福祉課障害相談係 若月、大矢

21-2357（係直通）

<参考>

1 対象経費（コンサルティング、ホームページの作成・改修委託、合同企業説明会費用）

区分	内容
謝金	コンサルタント等専門家への謝礼金等
旅費	コンサルタント等専門家の招聘旅費等
賃貸借	会場、機材等の借り上げ料等
委託料	会場設営、調査研究等
消耗品費・印刷製本費	資料のコピー費等
その他経費	市長が特に必要と認める経費

※対象経費は消費税抜の額となります。

2 対象経費（その他）

- 採用情報を含めたホームページの新規開設、改修(スマートフォンへの最適化等)の委託費用
- WEB 面接ツール（有料版）の初期導入費用
- WEB 面接ツールに必要な、パソコン、WEB カメラ、スピーカー等ハードウェア、ソフトウェアの購入費、レンタル費用
- 合同企業説明会（WEB 含む）出展料
- 合同企業説明会の出展時に必要な用品（パソコン、スキャナ、プリンター等ハードウェア、ソフトウェア）の購入費、レンタル費用
- 採用に使用できる法人等 PR 動画の作成委託料（法人自身のツールで作った場合は、対象外）
- TV、ラジオ、新聞等の広告代（採用に特化した場合のみ対象）
- 採用を目的としたパンフレットの作成経費（法人等の案内のみで汎用的に使用できる場合は対象外）

(3) 対象外経費

- ✕ 採用情報を含まないホームページを作成
- ✕ Wi-Fi 等の通信料
- ✕ WEB 面接ツールの月額料金
- ✕ 合同企業説明会の交通費、宿泊費

福祉職員人材確保及び職場定着支援補助金 Q&A

	質問	回答
補助事業の内容について		
1	補助事業(1)について コンサルティング委託料の具体例は？	主に既存職員向けの環境整備で、例えば、社労士を導入して、就業規則・福利厚生の見直し、社員教育の実施、人事評価制度の構築などを行う場合等の経費が補助対象となります。
2	補助事業(2)について 法人全体のHP作成を考えている。 採用ページも作るが、補助対象経費は採用ページ部分だけになるか？	法人全体のHPが補助対象経費となります。
3	求人に関する新聞折込チラシは対象になるか？	補助事業(4)「その他」で対象となります。
4	補助事業(4)について この具体的内容は？	補助事業(1)～(3)に当てはまらず、人材確保・職場定着に特に有効となる事業を申請者から提案してもらう枠です。 申請前に提案内容をお聞きして、補助対象となるか判断します。
補助対象要件、申請について		
5	法人本部の所在地が柏崎市外にあるが申請できるか？	申請できません。
6	市が指定する研修や取組とはどのような取組か？	市が開催する人材確保及び職場定着に係る研修会や若手職員交流会等の取組になります。 その他臨時的に実施される人材確保・職場定着に関する取組への参加や協力も該当します。
7	提出書類「誓約書」で、「採用者について柏崎市内の事業所への配属を行います」とあるが、新採用職員を市外事業所に配属する場合、当該補助金は申請できないのか？	計画段階で、来年度の採用が1人のみで、それが市外事業所への配属であるならば、補助金の目的に合っていないです。柏崎市内の事業所への配属に御配慮ください。
8	複数の補助事業を申請できるか？	複数申請できますが、予算に限りがあるため、申請締切り後に取りまとめた結果、満額交付決定できない可能性もあります。
9	申請前に始めた事業についても補助対象になるか？	既に契約・申し込み済みのものは対象となりません。 補助事業は、交付決定後に実施してください。